

#### 警報発令等に関する規程（改定）

午前6時現在、神戸市内の一つ以上の区もしくは芦屋市に警報が発令されている場合、または、神戸市バス「2系統」および「18系統」（以下、神戸市バスと呼ぶ）が運休の場合、自宅で待機し次の処置をとるものとする。

- 1 午前10時までに警報が解除かつ神戸市バスが運行された場合は、午後0時30分から、シート・ホームルームに続き、第4限以降の授業を平常の時間帯で行う。
- 2 午前10時現在、警報が解除されていないまたは神戸市バスが運休の場合は臨時休業とする。
- 3 定期考査期間については、原則として午前7時現在、警報が解除されていないまたは神戸市バスが運休の場合は臨時休業とし、当日実施予定の考査については、考査期間最終日の翌日に実施する。  
ただし、考査最終日の翌日が生徒休業日の場合でも、実施できなかった考査を考査最終日の翌日に実施し、生徒休業日は返上される。
- 4 定期考査中の当日朝6時から7時の間に警報が解除、または、神戸市バスが運行再開された場合、考査開始時間を1時間遅らせて実施する。

#### 留意事項

- (1) この規程における警報とは、特別警報および警報の暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報をいう。
- (2) 神戸市、芦屋市以外に居住する生徒については、「居住している地域」または「通学路を含む地域」に午前6時現在、警報が発令されている場合は自宅で待機し、次の処置をとるものとする。
  - ・午前10時現在、警報が解除されていない場合は公欠とする。
  - ・午前10時までに警報が解除された場合は、安全に留意しつつ登校する。受講できなかった授業については公欠として扱い、公欠となった定期考査については別途指示する。